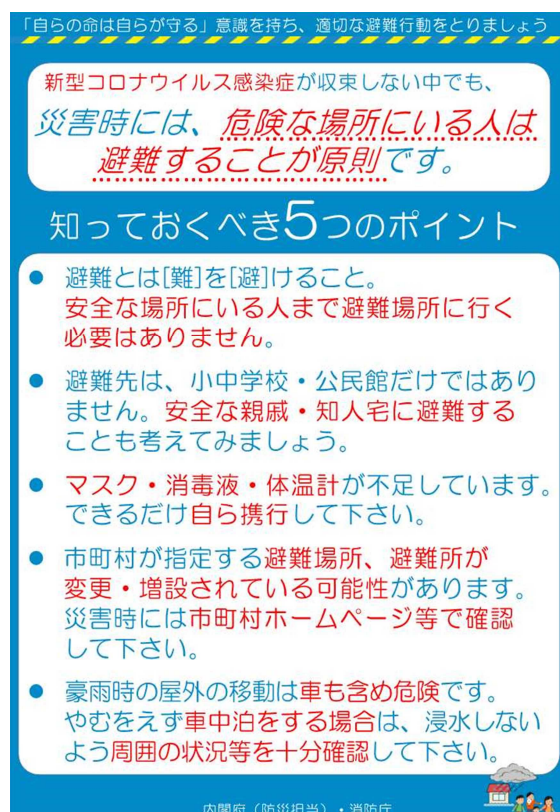


4 避難行動

1 感染症について

- ・新型コロナウイルス感染症が終息しない状況において、災害が発生し、避難所を開設する場合には可能な限り、感染症対策や衛生環境の確保に努めますが、災害時、避難所においては、集団生活などにより、ノロウイルスなどによる感染性胃腸炎、インフルエンザ、新型コロナウイルスなどの感染がまん延する可能性があります。
- ・そのため、下記の内閣府のパンフレットなどを参考に、自主防災組織、住民の皆さまも避難所への避難の必要性、避難方法、携帯品（30ページ参照）などを事前に確認しておく必要があります。



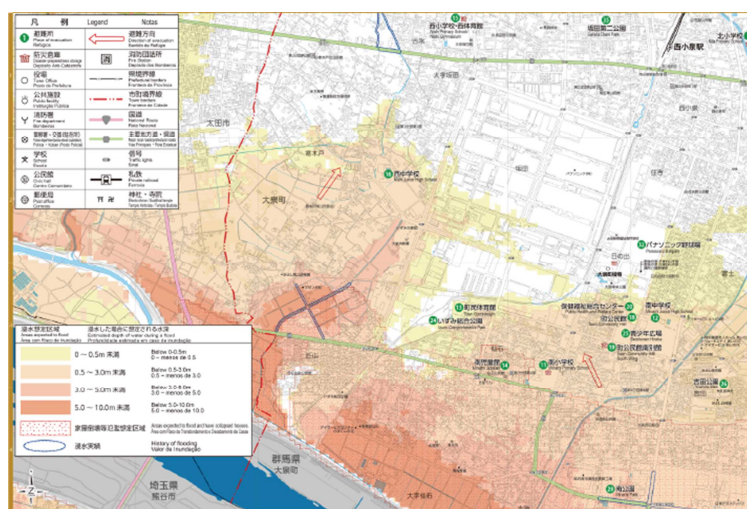
2 避難について

避難所に避難することだけが「避難」ではありません

・「避難」とは、「難」を「避」けることであるため、大雨時において、浸水の恐れがなく、自宅での安全確保が可能な場合は、あえて、避難所に行く必要はありません。浸水想定区域外にお住まいで、ご自身で安全確保できる方は、在宅避難を基本とした避難行動をとってください。

・また、安全な親戚や友人宅などへの避難も検討する必要があります。お住まいの地域が浸水想定区域かの確認は「大泉町総合防災マップ」で確認してください。

■大泉町総合防災マップ



洪水浸水想定区域図